

令和6年第1回小山町議会1月臨時会会議録

令和6年1月15日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	防災担当参事	伊藤嘉代子君
小山消防署長	野木 幹雅君	住 民 課 長	野木 雅代君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	11番 米山 千晴君	12番 岩田 治和君	
閉 会	午前10時20分		

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 議案第 1 号 工事請負契約の締結について  
(令和 5 年度～令和 8 年度 小山消防署庁舎等建設工事 (設計・施工一括  
発注方式))
- 日程第 5 議案第 2 号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

議

事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和6年第1回小山町議会1月臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 米山千晴君、12番 岩田治和君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1月15日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました議案第1号及び議案第2号の2議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 令和6年第1回小山町議会1月臨時会を開催するにあたり、議員の皆様には、ご出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、工事請負契約の締結1件、条例の一部改正1件の合計2件であります。

はじめに、議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5年度から令和8年度小山消防署庁舎等建設工事（設計・施工一括発注方式）の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、戸籍法の改正を受け、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が12月6日に公布されたことに伴い、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

なお、議案の審議に際し、危機管理局長及び住民福祉部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

---

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（令和5年度～令和8年度 小山消防署庁舎等建設工事（設計・施工一括発注方式））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（令和5年度～令和8年度 小山消防署庁舎等建設工事（設計・施工一括発注方式））を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（高村良文君） 議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5年度～令和8年度小山消防署庁舎等建設工事（設計・施工一括発注方式）の工事請負契約の締結案件であります。

契約内容は、小山消防署庁舎等の建設について、造成を含む調査、測量、設計、工事の施工及び工事施工完了までの監理業務を一括発注する請負契約となります。

事業内容は、棚頭地内の用地約6,900㎡に、S造一部2階建ての消防署庁舎、4階建て救助訓練塔、防災倉庫等の建築工事、及び近接する道路、排水路等の整備を行うものです。

本契約の締結にあたっては、設計・施工一括発注による公募型プロポーザルにより、去る令和5年12月22日に、外部有識者を含む優先交渉権者選定審査会におきまして、企画提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリング及び審査を行い、白幸産業株式会社を優先交渉権者として選定いたしました。

契約金額は、提案価格22億円に、消費税相当額2億2,000万円を加えた、24億2,000万円で工事請負契約を締結するものであります。なお、工事の完成期日は、令和8年8月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は令和5年度から8年度にかけての小山消防署庁舎等の建設工事に係る議案第1号に反対いたします。

この議案では、新しい消防署を棚頭地先に建設する計画で、設計から施工まで全て臼幸産業に一括して任せるという内容であります。この計画の内容を見ますと、設計、それから当然ですが施工、そして特に重要な工事監理業務を建設受注会社に委託しようとしているところであります。

この工事の監理業務ですが、監理の監は監督の監、理は理科の理でございまして、この工事監理業務とは、工事が計画通りに進行しているか、適切な材料が使われているか、そして工事が正しい方法で行われているか等、設計に基づいて適切に行われているかを監視し、問題があれば指示を出す役割であります。

しかし、この業務を、建設工事を行う業者に一括して委託するのは、客観性を欠くと私は考えます。通常、工事監理は第三者の専門業者が行うべきであります。現在全て、臼幸産業にお任せしますという内容でありますけれども、私はこの工事の特殊性、規模等からしたら、町が施工業者に一括して任せるのではなく、施工業者と緊張関係にある専門業者に委託すべきであると考えるところです。

また、業者選定の方法にも問題があります。小山町は、通常の入札方式ではなく、設計の質を重視するプロポーザル方式を採用しました。しかし、応募したのは臼幸産業1者のみでした。これでは、他の会社との比較ができず、プロポーザル方式の目的が果たされていません。もし通常の入札方式を採用していれば、より多くの業者が参加し、競争によって、より良い条件で契約が結ばれる可能性もあったのであります。

この消防署建設は24億2,000万円という大規模な公共事業であります。それにもかかわらず、なぜ他の関連業者はこのビジネスチャンスを放棄したのでしょうか。1者だけの応募では、公平かつ透明な評価が難しく、プロポーザル方式の趣旨にも反しております。従って、選定方法を見直し、より多くの業者が参加できるようにし、透明性の高い選考を行うことが必要だと考えます。

これらの理由から、私はこの議案に反対する立場をとります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 私はただいま議案審議されておりますところの工事請負契約の締結について、これに賛成の立場から討論いたします。

本事業につきましては、議員懇談会、全員協議会において詳細について説明を受けております。その中で、1者しかなかったということでもありますけれども、それは入札者が1者しかなかったという現状でありまして、それを行政の方で広めるわけにはいかないというふう考えております。

何よりも大事なのが、町民の財産と命を守るこの新しい消防署の建築ですね、これを速やかに進めていただくために、本議案について賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 議案第2号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第2号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日から戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村での戸籍証明書等の発行事務を市区町村で取り扱うこととなり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されました。

本案はこれを受け、小山町手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるとともに文言の整理をするものであります。

主なものを申し上げます。

小山町以外の市区町村に本籍を置く人への戸籍謄本等の交付、戸籍の広域交付開始に伴い、小山町が徴収する手数料を定めます。小山町以外の市区町村に本籍を置く人への戸籍謄本等の交付手数料については、現行の交付手数料と同額といたします。また電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、小山町が徴収する手数料を定めます。戸籍に係る発行手数料は1件につき400円、除籍に係る発行手数料は1件につき700円とします。

電子証明書とは、戸籍及び除籍の謄本の電子版のことで、請求者から請求を受けた市区町村は、電子証明書提供用識別符号、すなわち行政機関が戸籍情報を閲覧するために必要なパスワードを発行します。行政機関への手続きの際、従来必要であった紙の謄本に代え、電子証明書提供用識別符号を提供することで、添付書類の省略が可能となるものです。

なお、施行日につきましては、令和6年3月1日からといたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和6年第1回小山町議会1月臨時会を閉会といたします。

午前10時20分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 岩 田 治 和